

# 聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳

—《五心中品》《三大法体》—

鈴木晋雄（雄太）

## 一、はじめに

「瑜公、憲公」と並んで尊称されるように、新義学派を代表する学僧に頼瑜（二二二六～一三〇四）と聖憲（二二〇七～一三九二）がいる。中世期以来、新義学派の教学研鑽は論義を中心に行われてきたが、今なお本宗（真言宗智山派）で行う論義に際し、底本となるのが聖憲撰『大疏百条第三重』と『釈論百条第三重』である。両著作はそれぞれ頼瑜の『大疏愚草』『釈論愚草』に基づき、『大日経疏』『釈摩訶衍論』に関する議論を聖憲が百題にまとめたもので、新義学派にとっては極めて重要な書物といえる。このうち、『大疏百条第三重』は活字化<sup>1</sup>がなされる一方、『釈論百条第三重』は未だ翻刻・国訳を含めた活字化がなされていないため、筆者はこれまで、『釈論百条第三重』巻一より、順次翻刻・国訳を行ってきた<sup>3</sup>。

本稿はそれに続き、《五心中品》《三大法体》を取り上げ、翻刻・国訳を行い、併せて引用文の出典等を明記していく。

## 二、論題概要

### 《五心中品》

『釈摩訶衍論』巻一における八因縁中の第四の因縁を明かす中に、「摂得十信位前五心中品衆生故（十信位の前の五心を得たる中品の衆生を摂するが故に）」とある。「五心中品」について、第五心のみを中品というのか否かを論ずるものである。

第五心以降の五・六・七・八・九心を通じて中品に当てる問者に対し、答者は「未だ後の五を得ざるが故に、具足すること能わざれば成就と名づけず」という論文に従い、中品を第五心に局るとの立場を取る。《五心中品》は、頼瑜『釈論第一愚草』中の《二十一、於十信分三品見爾者唯以第五心可為中品耶》に相当し、頼瑜も聖憲と同じく、中品は第五心に局るとの立場を取る。

### 《三大法体》

『釈摩訶衍論』巻一における後重の所入を明かすについて、三大中の相大と用大がともに理なのか否

かを論ずるものである。答者は、所入の法体とは真俗不二の根源、諸法所依の体性であるため、所入の三大はすべて理であると述べる。また、真実の理性たる不二摩訶衍は、言語の及ぶ所ではないために名相を仮りて十六所入を立てるものの、所入の実は不二摩訶衍の本源に帰するので所入の三大はすべて理であるというのが答者の立場である。

《三天法体》は、頼瑜『釈論第一愚草』下の《十四、三大中相用二大可云理歟事》に相当し、頼瑜も聖憲と同じく、ともに理であるとの立場を取る。

【付記】本稿における翻刻・国訳に際し、便宜をいただいた各位、殊に川崎大師教学研究所には心より感謝申し上げます。

三、【翻刻・国訳】川崎大師教学研究所蔵『釈論百条第三重』巻一

【凡例】

- 一、本翻刻・国訳は川崎大師教学研究所に所蔵されている版本『釈論百条第三重』（書架番号：10025）巻一における《五心中品》《三天法体》の翻刻・国訳である。なお、必要に応じて、天和二年版『釈論百条第三重』（川崎大師教学研究所蔵本・書架番号：23561）、運敞撰『大疏啓蒙第一』

(川崎大師教学研究研究所蔵本・書架番号・10024)も参照した。

二、本資料(『釈論百条第三重』巻一)の書誌情報は、鈴木二〇二〇参照。

三、翻刻に当たっては以下の形式に基づいた。

①漢字の表記は原則として底本に従ったが、一般的でない異体字・略字等は通用の字体に改めた。

②振り仮名、送り仮名、返り点の表記も底本に従った。但し、「シテ」「ナリ」「コト」等の片仮名の略字は開いて表記した。

③割注は該当箇所をへゝにて括った。

④引用文に省略等がある場合は、必要に応じて( )にて補った。

⑤底本の明らかな誤植等は適宜改めた。

四、国訳に当たっては以下の形式に基づいた。

①本文中に使用されている旧字等は通用の字体に改めた。

②書名には『』、引用文には「」を付し、可能な限り出典を示した。書名・出典の略号は以下の通り。

『釈論』 龍樹『釈摩訶衍論』

『疏』 法敏『釈摩訶衍論疏』

『通玄鈔』 志福『釈摩訶衍論通玄鈔』

『贊玄疏』 法悟『釈摩訶衍論贊玄疏』

『記』 普観『釈摩訶衍論記』

『起信論』 馬鳴『大乘起信論』

『大正蔵』 『大正新脩大蔵経』

『卍統』 『卍統蔵経』（Z本）

③ 割注は該当箇所をへゝにて括った。

④ 底本には段落・改行が殆どないため、内容を考慮し、適宜段落を分けて改行を試みた。

⑤ 底本において、引用文には返り点が付されていないが適宜書き下した。

⑥ 翻刻に際し、送り仮名は版本の通りに付すことを心掛けたが、国訳するに当たって不足の送り仮名を補った。

⑦ 引用文に省略等がある場合は、必要に応じて（ ）にて補った。

⑧ 底本の明らかな誤植、また運敵により誤りと指摘される箇所は、修正したうえで国訳した。

註

1 『大正蔵』（第七九卷、二五三八番・二五三九番）に掲載があり、さらには勝又俊教氏の『真言の教学』によって算題すべての国訳と引用文一々の出典が精査されている。

2 但し、『法義勝劣』《二門峙立》《立義法数》《自門心念》《無為第八》は、新義真言研究会『大疏第三重・釈論第三重の研究』（二〇〇一、大正大学総合仏教研究所）の中で翻刻・国訳がなされている。

- 3 鈴木晋雄 「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——《大乘通局》《顯論密論》《不二顯密》——」（『川崎大師教学研究所紀要』五、二〇二〇）、「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——《不二機根》《三分機根》——」（『川崎大師教学研究所紀要』六、二〇二一）、「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——《前門後法》——」（『川崎大師教学研究所紀要』七、二〇二二）、「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——《得不問答》——」（『川崎大師教学研究所紀要』八、二〇二三）

【翻刻】《五心中品》

論文十信位前五心中品文但局テ第五心ニ名ニ中品ト可

レ云乎 答可レ尔也 兩方若云レ局者既ニ不レ云ニ第五心ト

尤可レ取ニ五箇之心ニ也況又以ニ上品ノ十信ヲ為ニ信成就ト中

品若局ハ第五ニ六信已上可ニ上品ナル信心未レ滿セ豈可レ云ニ成

就ニ乎若又依レ之云レ尔者通法大師釈中唯第五心名

為中品文局ニ第五ニ云事誠ニ以分明也如何

答可レ局ニ第五ニ也論中ニ未得後五故不能具足不名成

就文未得既ニ後ノ五也是非レ局ニ第五ニ乎但至ニ前五心ニ者

通法大師會トシテ此事ヲ轉齊第五文不レ可レ有ニ相違ニ

重難云凡於ニ十信ノ三品ニ有ニ長短ノ二義ニ若依ハ長ノ義ニ上品ノ

十信ハ尤可レ指ニ信滿ニ也其故ハ以テ上品ノ十信ヲ定ニ信成就之

位ト故ニ三種發心ノ初ハ信成就ノ位ヨリ取レ之經一万劫信心成

就故ノ本論ノ文分明ナル故而ニ今挙トシテ分別發趣道相之位ヲ上

品十信三品十解等文以ニ上品ノ十信ヲ定ニ信成就之位ト

可レ指ニ信滿ノ之義決定セリ若尔者何以テ六信已上ヲ為ニ信成

就ノ位ト平若依ハ通法ノ意ニ經一萬劫信心成就ト者指下至ル第

六信ニ之位ヲ軟若尔者後ノ五信ノ所經ノ時ヲハ經ニ不レト説レ之可レ云

乎況又信成就發心ト者信成就スレハ即發心スル義也故ニ第七ノ

論ニ謂十種信心具足成就決定安立十住菩薩初發心

住金剛不變之位中故文六信乃至第九信ノ位ヲ何ソ云

十種信心具足成就ト乎又前五心ノ詞ハ見レ不レト局ニ第五ニ故ニ

通法ハ作ニ轉齊第五ノ釈ヲ也此釈難レ思凡設クル轉齊ノ釈ヲ事ハ或ハ

毘曇ノ於ニ未來藏ニ三品ノ善根各別置レ之前ノ談也或ハ相宗ノ

第八識之處ニ三品ノ善根ノ種子ヲ各別ニ存ル前ノ談也ニ俱ニ非ニ

今論宗之義ニ若尔ハ依ニテカ何ノ義邊ニ作ニ轉齊釈一乎定知以テ第

十信ヲ為ニ上品ノ十信ト故ニ從ニ第五信一至ニ第九信ニ以テ五箇ノ心ヲ

為ニ中品ノ五心ト云事但至レニ云ニ未得後五ノ言可レ局ニ第五ニ者

於レ此有ニ二義一ニ云且擧レ初ヲ顯レ後ヲ也第五心ハ中品ノ初ナル故

若約ハ第六ニ可レ云ニ已得前六未得後四等ト此義ハ下品ノ善

根ヲモ入下ル云ニ善根微少ト数ニ也一ニハ中品ノ善根ヲ云ニ已得一ト未得ハ通ニスル中

上ニ也下品ノ善根ハ且ク不入ニ善根ノ数ニ也故ニ文處ニ若有衆生

五十四丁左

五十五丁右

無善根力則為諸魔外道鬼神之所惑乱ト者指ス下品ノ

衆生ヲ也故ニ以テ得ヲ中品ノ善根ヲ云ニ善根微少ト也所詮此釈ハ

得ニ中品ノ善根ヲ有リ五人一々々各々ニ已得未得ノ善根ヲ釈シテ之

可レ顯ト云ニ善根微少ト之由也今ハ為レ去ニカ文繁ト一言ニ并ヘテ釈スル之

也已得前五ト者從リ第五ニ至ル第九ニ五箇ノ善根也中品ノ善ナレハ

云ニ善根微少ト也未得後五者第六ヨリ至ル第十二ニ五箇ノ善根

也正ク被ルル云ニ不名成就ト事ハ雖レ有レト不レ得ニ第十ヲ未得ノ善根ナルカ故

中品ヲモ通シテ挙ル之也若委ク釈レセハ之第五信ハ已得前一未得第五

第六信ニテ云ハハ之已得前二未得後四乃至第九ニテ謂レハハ之已

得前五未得後一也取テ第十ノ全ヲ為ニ信滿ト事ハ筆削記云

十信ノ初信ヲ為ニ入ノ中間八心ヲ為ニ住心ト第十心ヲ為ニ終心ト

也香象ノ釈又隨テ此意也

問慈行ノ釈何ノ處ニカ十信ノ三品ノ分別見タル乎 答無ニ分明ナル釈一

但至ルマテヲ第四信ニ為ニ下品ト事ハ論釈分明也上品ノ十信ヲ見ル信

滿ト事ハ彼師ノ解行發心ノ釈ニ云前位信滿入解今此行滿

入向更深發心故也又信滿ノ言指ニ第十信ト事如ニ先ニ成一

此師ハ以<sup>レ</sup>賢首ノ<sup>レ</sup>積ヲ為<sup>レ</sup>本ト故賢首ハ以<sup>レ</sup>第十信ヲ為<sup>ル</sup>二十信ノ終心ト

五十六丁右

也若<sup>レ</sup>尔者自<sup>レ</sup>五至<sup>ル</sup>九ニ五箇ノ心ヲ可<sup>レ</sup>為<sup>ル</sup>中品ト之條勿論也

又問以<sup>テ</sup>十信ノ三品ヲ為<sup>ル</sup>長ノ三品ト事此師ノ<sup>レ</sup>積ニ見<sup>タル</sup>乎 答抄

云謂通十地長分三品同彼十信長分三故<sup>文</sup>既<sup>ニ</sup>長ノ

三品ノ本ニ出<sup>カ</sup>十信ヲ故<sup>ニ</sup>若<sup>ク</sup>又依<sup>ラ</sup>ハ無際ノ<sup>レ</sup>積ニ約<sup>ニ</sup>短ノ三心ニ謂<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>位

々ノ入住出ノ三心ヲ為<sup>ス</sup>三品ト也正定聚三品既<sup>ニ</sup>短ノ三心也

云<sup>テ</sup>三品十解三品十行等ト云<sup>ニ</sup>一百二十種ノ<sup>レ</sup>衆生ト故<sup>ニ</sup>又

或處<sup>ニ</sup>不定聚ノ三十種衆生<sup>文</sup>此豈<sup>ニ</sup>非<sup>レ</sup>約<sup>ニ</sup>短ノ三品ニ乎若

尔者五心中品ト者自<sup>ニ</sup>初信一<sup>ニ</sup>至<sup>ル</sup>第五信ニ五箇ノ心ノ取<sup>下</sup>各ノ住<sup>ニ</sup>スル

住心<sup>ニ</sup>之位<sup>上</sup>ヲ為<sup>ル</sup>此ノ所化<sup>ト</sup>也已得前五ト者指<sup>ス</sup>各々ノ入心<sup>ト</sup>未

得後五ト者指<sup>ス</sup>各々ノ出心<sup>ト</sup>也故<sup>ニ</sup>積云雖後々下品勝前

五十六丁左

々中品然於自分未殊勝故望能詮法不相應故論

文多就顯相說故<sup>文</sup>能詮法ト者指<sup>ス</sup>本論ノ善根微少衆

生ノ<sup>レ</sup>文<sup>ト</sup>也後々ノ下品ハ云<sup>レ</sup>不<sup>ト</sup>相<sup>ニ</sup>應<sup>セ</sup>微少衆生ノ本文<sup>ニ</sup>也又上

品十信ト者取<sup>テ</sup>十箇ノ信心ノ各々ノ出心<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>上品十信ト也

問前ノ九信ノ出心如何得<sup>ニ</sup>善根成就ノ名<sup>ト</sup>乎善根ト者十種ノ

信心ヲ云ニ善根ト也前九ヲハ不レ可レ云ニ成就ト故 答記云前九

信心名成就者以是上品形彼中下皆名成就又十

信心未成位故許雜藍修多人同修齊成上品得名

成就文初積ハ約シテ一位ノ成満ニ云ニ信成就ト也此積有レ難論

積ハ信成就スレハ直ニ至ニルト發心住一見リ前九信心ノ上品ハ直ニ不レ可レ至ニ

發心住ニ之故不レ可レ取ニ發趣道相ノ所化ト軟後積十信不ト

レ成ニ位法ヲ者不定ノ位 故十信次第不ニ決定一也故十箇ノ信

心何モ成ニ初住ト乃至何レモ 可レ成ニ第十ト也假令十人並ヒ行ヒテ至ニ

第十二之時十箇ノ信心悉ク可レ有レ成ニ 第十ト故三十信ノ出心ヲ各

名ニ信成就ト也依ニ此ノ兩師ノ積ニ之時前五心中品ノ前ノ字無ニ

相違ニ而ニ通法作ニ轉齊第五ノ積ヲ深背ニ論意ニ如何 答唯

以ニ第五心ニ可レ為ニ中品ト也若不ハ局ニ第五ニ々々心中品ノ詞ハ定メ

レ取ニ何ノ位ヲ乎又ニ心下品四心下品既ニ第二第四也對スル

レ彼ニ五心中品豈ニ非ニ第五ニ乎是以他宗ノ積ニ出ニ四種ノ不退

之時以ニ六信已上ニ為ニ信不退ト見リヘ嘉祥積攷引テ可見之 既ニ有ニラハ不退

義尤以ニ此位ニ可レ為ニ信成就ノ位ト也但至ニ轉齊第五ノ積ニ者

五十七丁右

五十七丁左

菩薩ハ加行所得ノ法ヲ無替ニ無捨スルコト之ヲ故ニ因位所修ノ万行万善悉ク至テ佛果ニ被レ云ニ佛果ノ万徳ト也然トモ因位ノ功徳ハ後位ノ妄ト和合シテ非ニ純淨ニ成ニ佛果純淨ノ功徳ト之時ハ定メテ可有ニ轉齊之義ニ也況又設云トモ性宗ノ意也一非レ不レハ談ニ種子生ノ義ニ故ニ花嚴ノ祖師ハ以テ種子生ニ為ニ終教當中ノ法門ト五教章因ノ六義引テ可レ見レ之又淨影ノ釈盛ニ談ニ種子生之義ニ今論第四卷ニ見修ニ惑薰於本識由此熏力麁分意識建立增長等

云此豈非ニ種子熏ノ義ニ乎種子熏ノ前ニ許ニ轉齊ノ義ヲ非ニ論宗之相違之義ニ也設又非トモ種子熏ノ義ニ可レ許ニ轉齊ノ義ヲ欵後

五十八丁右

位ノ功徳ハ次第ニ増廣ナルヲ擬シテ前々ノ功徳ノ品数ニ且云ニ轉齊ト也次ニ經一乃劫信心成就ノ事信成就ノ位ハ雖レ廣シト為レ明ニ發心ノ行相一且拳ニ第十信一何ノ過ソ況又拳勝為論ハ聖教ノ常ノ習也次ニ至レ云ニ六信以上ニ許ハ信不退ノ義ヲ不レ可レ名ク不定聚ト今論ハ信滿自分發心ノ位ヲ尚積スト如是等發心悉皆不定遇惡因緣或便退失墮ニ一乘地ト者六信已上信不退ト者不定ノ中ノ一分不退也實ニ不退ナラハ位不退ト有ニ何ノ差別一乎例如下彼ノ

挙劣顕勝生解門ニ於二十信ニ立中定進定退不定ノ三類上ヲ但

依慈行ノ積ニ之義無ニ其謂一先已得前五未得後五ノ二ノ會

積俱ニ不可レ爾約ト中品ノ五心ノ中ノ初ニ云事不可レ爾積文未

盡也其意ナラハ可レ云ニ已得前五或已得前九未得後一ト也

是ハ積ニカカ本論ノ善根微少ノ句ヲ故ニ尤約シテ中品ノ滿ニ可レ設ニ此ノ積ヲ也

雖三成ニ就中品善根ニ望シテ上品ニ猶降シテ之云ニ善根微少ト尤於ニ

中品善根成滿之位ニ可レ作ニ此積ヲ也又未得後五故不

名成就ノ積後ノ五善根非レ顯下悉可レ名ニ成就ト之義上乎次後ノ

會積除ニ下品善根ヲ不レ入レ微少ノ数ニ事大ニ難レ思對シテ上品ノ善

根ニ已得ノ善根ヲ云ニ微少ト豈除ニ下品ニ乎又中品初ノ第五信ノ中

品ノ第六七八九信ノ事也未得ノ善根ニ入ニ中品ノ善ニ事難勢如レ先且ハ又

穿鑿ノ料簡也所詮此積ノ肝要ハ積下十信善根ノ中ニ雖レ得ト中

下ニ品ヲハ未レ得ニ上品ノ善根ヲ故ニ不レ名ケケ成就ト之由也中品

若通ハ多ノ心ニ付テ取後ニ可レ作ニ此積ヲ之條勿論也約シテ前々ノ位ニ

作シテ積ヲ無用ノ者坎次無際ノ積ノ意甚不レ得ニ其ノ意ヲ取ニ中品ノ人ニ

之時取ニ初ノ五心ヲ除ク後ノ五心ヲ何カ故ソ乎ニ心下品等随テ同ク

五十八丁左

五十九丁右

有<sup>ニ</sup>其<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>審<sup>ニ</sup>又<sup>ハ</sup>准<sup>ニ</sup>五<sup>ハ</sup>心中品<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>心中品<sup>ハ</sup>取<sup>リ</sup>二<sup>ニ</sup>箇<sup>ノ</sup>心<sup>一</sup>四<sup>ノ</sup>心<sup>一</sup>  
下品<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>四<sup>ノ</sup>箇<sup>ノ</sup>心<sup>一</sup>乎若<sup>ル</sup>者<sup>其</sup>位<sup>為</sup>何<sup>ト</sup>カ論<sup>文</sup>又<sup>ハ</sup>頗<sup>ハ</sup>髣髴<sup>ス</sup>  
也又<sup>ハ</sup>分<sup>テ</sup>二<sup>ニ</sup>位<sup>一</sup>入<sup>住</sup>出<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>各<sup>ノ</sup>別<sup>ノ</sup>機<sup>ト</sup>事<sup>其</sup>例<sup>安</sup>在<sup>ル</sup>乎又<sup>ハ</sup>積<sup>スル</sup>  
五<sup>ハ</sup>心中品<sup>ヲ</sup>之<sup>時</sup>已<sup>得</sup>前<sup>五</sup>指<sup>シ</sup>各<sup>々</sup>ノ入<sup>心</sup>未<sup>得</sup>後<sup>五</sup>指<sup>ニ</sup>  
各<sup>々</sup>ノ出<sup>心</sup>住<sup>心</sup>ノ善<sup>根</sup>未<sup>得</sup>已<sup>得</sup>除<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>軟<sup>其</sup>道<sup>理</sup>如<sup>何</sup>  
又<sup>ハ</sup>齊<sup>成</sup>上<sup>品</sup>積<sup>不</sup>レ<sup>可</sup>レ<sup>ル</sup>設<sup>許</sup>ト<sup>モ</sup>雜<sup>乱</sup>修<sup>ヲ</sup>今<sup>所</sup>レ<sup>明</sup>ス上<sup>品</sup>十<sup>信</sup>  
信<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>約<sup>ニ</sup>一<sup>人</sup>ノ成<sup>滿</sup>ノ之<sup>位</sup>也文<sup>處</sup>ニ云<sup>カ</sup>十<sup>種</sup>信<sup>心</sup>具<sup>足</sup>成<sup>就</sup>  
就<sup>ト</sup>故<sup>何</sup>曲<sup>テ</sup>作<sup>ル</sup>齊<sup>成</sup>上<sup>品</sup>積<sup>乎</sup>又<sup>ハ</sup>初<sup>ノ</sup>積<sup>大</sup>無<sup>ニ</sup>其<sup>謂</sup>一<sup>信</sup>成<sup>就</sup>  
就<sup>發</sup>心<sup>ト</sup>者<sup>論</sup>既<sup>ニ</sup>積<sup>ス</sup>十<sup>種</sup>信<sup>心</sup>具<sup>足</sup>成<sup>就</sup>ト<sup>何</sup>没<sup>ル</sup>前<sup>九</sup>信<sup>一</sup>  
心<sup>名</sup>成<sup>就</sup>者<sup>會</sup>通<sup>ラ</sup>乎以<sup>ニ</sup>第<sup>五</sup>心<sup>一</sup>為<sup>ニ</sup>中<sup>品</sup>ト<sup>通</sup>法<sup>ノ</sup>積<sup>叶</sup>二<sup>道</sup>  
理<sup>ニ</sup>者<sup>乎</sup>

五十九丁左

【国訳】《五心中品》

『論』文に「十信位前五心中品<sup>4</sup>」と文り。但だ第五心に局つて中品と名づくこと云うべしや。

答う、爾るべきなり。

両方なり。若し局ると云わば、既に第五心と云わず。尤も五箇の心を取るべきなり。況や又、上品の十

信を以て信成就とす。中品若し第五に局らば、六信已上は上品なるべし。信心未だ滿ぜず。豈に成就と云うべしや。若し又之に依つて爾りと云わば、通法大師の釈の中に「唯し第五心を名づけて中品とす」と文り。第五に局ると云う事、誠に以て分明なり。如何。

答う、第五に局るべきなり。『論』中に「未だ後の五を得ざるが故に、具足すること能わざれば成就と名づけず」と文り。未得、既に後の五なり。是れ第五に局るに非ずや。但し「前五心」に至ては、通法大師此の事を会さんとして「転じて第五に齊しき」と文り。相違有るべからず。

重ねて難じて云わく、凡そ十信の三品に於いて長短の二義有り。若し長の義に依らば、上品の十信は尤も信滿を指すべきなり。其の故は上品の十信を以て信成就の位と定むが故に、三種発心の初は信成就の位より之を取る。「一万劫を経て信心成就するが故に」の本『論』の文、分明なるが故に。而るに今、分別発趣道相の位を挙げんとして、「上品の十信と三品の十解」等と文り。上品の十信を以て信成就の位と定めば、信滿を指すべきの義決定せり。若し爾らば、何ぞ六信已上を以て信成就の位とせんや。若し通法の意に依らば、「一万劫を経て信心成就す」とは第六信に至るの位を指すか。若し爾らば、後の五信の所経の時をば『經』に之を説かずと云うべしや。況や又、信成就発心とは信成就すれば即ち発心する義なり。故に第七の『論』に謂わく、「十種の信心を具足成就し、決定して十住の菩薩の初発心住の金剛不變の位の中に安立せしめんが（と欲せんが為の）故に」と文り。六信乃至第九信の位を何ぞ「十種の信心を具足し成就し」と云うや。又「前五心」の詞は第五に局らずと見えるが故に、通法は「転齊

第五」の積を作すなり。此の積思い難し。凡そ転齊の積を設くる事は、<sup>14</sup>或いは毘曇の未來藏に於いて三品の善根各別に之を置く前の談なり。或いは相宗の第八識の処に三品の善根の種子を各別に存する前の談なり。二俱に今論宗の義に非ず。若し爾らば何の義辺に依つてか転齊の積を作すや。定んで知んぬ、第十信を以て上品の十信とするが故に、第五信従り第九信に至る五箇の心を以て中品の五心とすと云う事を。但し「未得後五」の言、第五に局るべしと云うに至ては、此に於いて二義有り。<sup>15</sup>一に云わく、且く初を挙げて後を顯すなり。第五心は中品の初なるが故に。若し第六に約さば、「已得前六未得後四」等と云うべし。此の義は下品の善根をも善根微少と云う数に入るるなり。一には中品の善根を已得と云い、未得は中上に通ずるなり。下品の善根は且く善根の数に入らざるなり。<sup>16</sup>故に文処に「若し（或いは衆生有りて善根力無ければ、則ち諸の魔と外道と鬼神の為に惑乱せらる）」<sup>17</sup>とは、下品の衆生を指すなり。故に中品の善根を得るを以て善根微少と云うなり。所詮此の積は中品の善根を得るに五人有り。五人各々に已得未得の善根を之に積して善根微少と云う由を顯すべきなり。<sup>18</sup>今は文繁を去らんが為に、一言に并べて之を積するなり。「已得前五」とは第五より第九に至る五箇の善根なり。中品の善なれば善根微少と云うなり。「未得後五」とは第六より第十に至る五箇の善根なり。正しく「成就と名づけず」と云わゆる事は第十を得ざるに有りと雖も、未得の善根なるが故に中品をも通じて之を挙ぐるなり。若し委しく之を積せば、第五信は「已得前一未得後五」なり。第六信にて之を云わば、「已得前二未得後四」なり。乃至第九にて之を云わば、「已得前五未得後一」なり。第十の全を取りて信満とする事は、『筆削記』に

云わく、十信の初信を入心とし、中間の八心を住心とし、第十心をば終心とするなり。香象の積も又随つて此の意なり。

問う、慈行の積、何の処にか十信の三品の分別見えたるや。答う、分明なる積無し。但し第四信に至るまでを下品とする事は『論』<sup>21</sup>積に分明なり。上品の十信を信満と見る事は彼の師の解行発心の積に云わく、「前の位には信満して解に入り、今は此の行満して向に入る。更に深く発心するが故なり」と文り。「信満」の言、第十信を指す事、先に成ずるが如し。此の師は賢首の積を以て本とするが故に。賢首は第十信を以て十信の終心とするなり。若し爾らば、五より九に至る五箇の心を中品とすべきの条勿論なり。又問う、十信の三品を以て長の三品とする事、此の師の積に見えたるや。答う、『抄』に云わく、「謂わく、十地に通じて長に三品に分かつ。彼の十信、長に三つを分かつに同ずるが故に」と文り。既に長の三品の本に十信を出だすが故に。若し又無際の積に依らば、短の三心に約す。謂わく、位々の入住出の三心を以て三品とするなり。正定聚の三品、既に短の三心なり。「三品十解三品十行」<sup>24</sup>等と云いて、「一百二十種の衆生」<sup>25</sup>と云うが故に。又、或る処には「不定聚の三十種の衆生」<sup>26</sup>と文り。此れ豈に短の三品に約すに非ずや。若し爾らば、五心中品とは初信より第五信に至る五箇の心の各の住心に住する位を取るを此の所化とするなり。「已得前五」とは各々の人心を指すなり。「未得後五」とは各々の出心を指すなり。<sup>27</sup>故に釈して云わく、「後々の下品は前々の中品に勝ると雖も、然るに自分に於いて未だ殊勝ならざるが故に。能詮の法に望むるに相応せざるが故に。論文は多く顕相に就いて説くが故に」<sup>28</sup>と文り。「能詮の法」と

は本『論』の「善根微少衆生」の文を指すなり。「後々の下品」は「微少衆生」の本文に相応せざると云うなり。又「上品十信」とは十箇の信心の各々の信心を取りて上品十信と云うなり。問う、前の九信の信心、如何んが善根成就の名を得んや。善根とは十種の信心を善根と云うなり。前九をば成就と云うべからざるが故に。答う、『記』に云わく、「前の九の信心を成就と名づくることは、是の上品を以て彼の中下に形べて皆な成就と名づく。又十信の心は未だ位を成ぜざるが故に、雜藍修を許す。多人同じく修して齊しく上品を成ずれば成就と名づくることを得<sup>29</sup>」と文り。初積は一位の成満に約して信成就と云うなり。此の積に難有り<sup>30</sup>。『論』積は信成就すれば直ちに発心住に至ると見えたり。前九信心の上品は直ちに発心住に至るべからざるの故に、発趣道相の所化と取るべからざるか。後積の十信、位法を成ぜずとは、不定の位なるが故に、十信の次第決定せざるなり。故に十箇の信心何れも初住と成り、乃至何れも第十と成るべきなり。仮令、十人並び行いて第十に至る時、十箇の信心悉く第十と成ること有るべし。故に十信の信心を各の信成就と名づくるなり。此の両師の積に依る時、「前五心中品」の「前」の字相違無し。而るに、通法、「転斉第五」の積を作すは深く論意に背けり。如何。

答う、唯だ第五心を以て中品とすべきなり。若し第五に局らざれば、「五心中品」の詞は何の位を取るとか定めんや。又、二心中品四心中品既に第二第四なり。彼に対する五心中品豈に第五に非ざらんや。是を以て他宗の積に四種の不退を出す時、六信已上を以て信不退とすると見えたり（嘉祥の積<sup>32</sup>。引いて之を見るべし）。既に不退の義有らば、尤も此の位を以て信成就の位とすべきなり。但し「転斉第五」

の釈に至ては、菩薩は加行所得の法を無替に之を捨てること無し。故に因位所修の万行万善悉く仏果に至て仏果の万徳と云わるるなり。然れども、因位の功德は後位の妄と和合して純淨に非ず。仏果純淨の功德と成る時は定めて転齊の義有るべきなり。況や又、設い性宗の意なりと云えども、種子生の義を談じざるには非ず。故に花嚴の祖師は種子生を以て終教当中の法門とす。『五教章』<sup>34</sup>の因の六義を引いて之を見るべし。又、淨影の釈、盛んに種子生の義を談ず。今『論』第四卷に「見修二惑、本識を薫ず。此の熏力に由りて麁分意識建立增長す」<sup>36</sup>等と云々。此れ豈に種子熏の義に非ずや。種子熏の前に転齊の義を許すは論宗の相違の義に非ざるなり。設い又種子熏の義に非されども、転齊の義を許すべきか。後位の功德は次第に増広なるを前々の功德の品数に擬して且く転齊と云うなり。次に、「一万劫を経て信心成就す」の事、信成就の位は広しと雖も、発心の行相を明かさんが為に且く第十信を挙ぐるに何の過ぞ。況や又、拳勝為論は聖教の常の習なり。次に、六信以上に信不退の義を許すは不定聚と名づくべからず、今『論』は信満自分発心の位を尚お「是の如く等の発心は悉く皆な不定なり。悪の因縁に遇えば、或いは便ち退失して二乘地に墮す」<sup>37</sup>と釈すと云うに至ては、「六信已上信不退」とは不定の中の一分不退なり。実に不退ならば、位不退と何の差別か有るや。例せば、彼の拳劣頭勝生解門に十信に於いて定進不退不定の三類を立てるが如し。<sup>38</sup>但し慈行の釈に依る義、其の謂無し。先の「已得前五・未得後五」の二の会釈、俱に爾るべからず。中品の五心の中の初に約すと云う事、爾るべからず。釈文未尽なり。其の意ならば、「已得前五」をば或いは「已得前九未得後一」と云うべきなり。是れは本『論』の「善根微少」

の句を積すが故に、尤も中品の満に約して此の積を設くべきなり。中品善根を成就すと雖も、上品に望んで猶お之を降して善根微少と云う。尤も中品善根成満の位に於いて此の積を作すべきなり。又「未だ後の五つを得ざるが故に成就と名づけず」の積、後の五善根悉く成就と名づくるべきの義を顯すには非ずや。次に、後の会積、下品善根を除いて微少の数に入れざる事、大いに思い難し。上品の善根に対して、已得の善根を微少と云う。豈に下品を除かんや。又、中品の初へ第五信へ、中品へ第六七八九信の事なり、未得の善根に中品の善を入る事、難勢先の如し。且つは又、穿鑑の料簡なり。所詮此の積の肝要は十信善根の中に中下二品をば得ると雖も未だ上品の善根を得ざるが故に、信成就と名づけざるの由を積すなり。中品若し多心に通ずれば、最後に付いて此の積を作すべきの条勿論なり。前々の位に約して積を作して無用なる者か。次に、實際の積の意、甚だ其の意を得ず。中品の人を取る時、初の五心を取つて後の五心を除くは何が故ぞや。二心下品等、随つて同じく其の不審有り。又、五心中品に准ざば、二心下品は二箇の心を取り、四心下品は四箇の心を取るべきか。若し爾らば、其の位何とか為さん。『論』文頗る髣髴なり。又、一位の入住出を分かちて各別の機と為る事、其の例、安にか在るや。又、五心中品を積する時、「已得前五」は各々の入心を指し、<sup>39</sup>「未得後五」は各々の出心を指さば、住心の善根をば未得已得に之を除くか。其の道理如何。又、「齊成上品」の積、<sup>40</sup>爾るべからず。設い雜亂修を許すとも、今明かす所の上品の十信は一人の成満の位に約すべきなり。文処に「十種信心具足成就」と云うが故に、何ぞ曲げて「齊成上品」の積を作るや。又、初の積、大いに其の謂無し。信成就発心とは論既に「十種

信心具足成就」と釈す。何ぞ「前九信、心名成就者」<sup>41</sup>の会通を没するや。第五心を以て中品とする通法の釈、道理に叶う者か。

註

- 4 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁中）
- 5 『贊玄疏』（『卍統』七二、四三三丁左下）
- 6 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁中）
- 7 『贊玄疏』（『卍統』七二、四三三丁左下）
- 8 長短の二義について、運徹は「短の三品は一心ごとに三品を分かつ。入住出を次の如く下中上とす。初の因縁の釈に云わく、不定聚の三十種の衆生といは是れなり。長の三品は十信を大いに三品に分かつなり」と注釈する。
- 9 『釈論』（『大正蔵』三三、五八〇頁中）
- 10 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁中）「第三の因縁は分別発趣道相の為に正因縁と作る。是れを名づけて能化教法出興門とす。謂わく、三種の発心なり」。
- 11 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁中）
- 12 運徹は「本業経に十信所経の時を説くが故に此の難有り」と注釈する。
- 13 『釈論』（『大正蔵』三三、六四八頁上）
- 14 運徹は「毘曇を挙ぐるは実に毘曇に転齊の談有つて之を言うには非ず。唯だ是れ通法の釈を難詰して義勢を設くるなり。毘曇とは小乗薩婆多宗なり。彼の宗は三世実有法体常有と談す。惑智等の一切の諸法皆な三世に有なるを以て、三品の善根も各別に未来に在りて、而も因縁合するときは則ち生の現在に至るが故に。今此の意の云わく、未来の中下品の善根、肩を並

べて現在に來在せば、毘曇の所談に似たりと〈為言〉。相宗の第八識の処に三品の善根の種子各別に存すとは百法問答の詞を取るに似たり」と注釈する。

15 二義の内の初の義について、運敵は、「此の義の意の云わく、中品の人に五人有り。謂わく、第五心中品と第六心中品と第七心中品と第八心中品と第九心中品となり。此の五人の中に初の第五心中品の人を挙げて後の第六心乃至第九心中品の人を顯す。故に初を挙げて後を顯すと云うなり。若し第六心を得たる中品の人ならば、当に已得前六未得後四と云うべし。乃至第九心を得たる中品の人ならば當に已得前九未得後一と云うべし。此の義は已得前五は初心より之を数う。然る所以は前の四心は下品なりと雖も已得の法なるが故に」と注釈する。

16 運敵は「意の云わく、已得前五とは是れ已に中品の五心〈五六七八九〉を得たる人に約して云う。未得後五とは是れ未だ中品の後の四心〈六七八九〉を得ざる人に約して云う。第十を加うるが故に未得後五と云うなり。已得前五は第九心を得たる中品の人なり。未得後五は第五心を得たる中品の人なり。中品の五人の中に於いて初後を挙げて中間を顯すなり」と注釈する。  
17 『釈論』(『大正藏』三三、六五七頁中)

18 運敵は「意の云わく、已得未得を以て善根微少に五人の不同有るを顯すべしと〈為言〉」と注釈する。

19 子瑠『起信論疏筆削記』(『大正藏』四四、三三二頁中)「終心とは十信の一位に三種の心有り。謂わく、入住終なり。入は謂わく、始めて異生を離れて初心に入るなり。終は謂わく、信成満す。即ち第十信なり。住心は即ち中間の八信なり。十信既に爾なり。余の住行向等、例して皆な此の如し」。

20 法藏『起信論義記』(『大正藏』四四、二四九頁中)「此れ十信の終心に当たる。自分満足するが故に善根成就と云う。進んで十住正定聚の中に入りて前の信心を不退して堪忍せしむるが故なり」。

21 『釈論』(『大正藏』三三、五九八頁下)「此の中の衆生は十信の位の前の四心を得て更に勝進すること能ざる下品の衆生を撰す。『釈論』(『大正藏』三三、六六六頁中)「顯示趣向假入門と言は所謂る十信の位の四種の心を得て更に勝進せざる下品の衆生を顯示するが故に」。

- 22 『通玄鈔』（『正統』七三、一二七丁右上）
- 23 『通玄鈔』（『正統』七三、八八丁左下）
- 24 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁中）
- 25 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁上）
- 26 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁上）
- 27 運敵は「此れ失解なり」と指摘し、「已得前五とは前五信の各々の住心中品なり。中品は已得の位なり。入心中品は中品の位に非ず。何ぞ已得五心の中品を除いて五心の下品を指して、「已に前の五つを得たるが故に都て善根無きに非ざれば名づけて微少と言ふ」と云わんや」と述べる。
- 28 『記』（『正統』七三、九丁右下）
- 29 『記』（『正統』七三、九丁右上）
- 30 この難について運敵は次のような問答を挙げる。「或るが問う。無際の意、如何んが此の難を通ぜんや。答う。未だ此の師の意を得ざるが故に之を会し難し。若し且く料簡を致して一位一位に成就の名を得ると雖も、次第修の故に又第二信に移つて信心を修行し、乃至第十信に移つて発心住に入るとの意か。但し論釈は信成就すれば直ちに発心住に至ると云うに至つては、論釈は且く究竟成就に約して之を明かすか。又問う。初信の信心に信心成就して第二信心に至つて還つて無善根力の衆生と成るべしや。答う。先に云わずや。論文は顕相に就いて説くへ此の如く之を答うと雖も、実には未だ意を得ず。今初の釈の意を推するに、是の上品を以て彼の中下に形べて皆な成就と名づくると云うは、前の九信は各各の中下に形べて且く成就の名を得ると雖も、実には第十の信心を以て究竟成就と為る謂か」。
- 31 両師とは慈行と無際であり、運敵は「慈行大師は第十の信満を成就とし、上品とするが故に、五心中品は通途の難の如く五六七八九の五心を指して中品とす。無際大師は前五心中品は初信より第五に至るの住心を指すが故に並びに前の字相違無きなり」と注釈する。

- 32 古藏『法華義疏』（『大正藏』三四、四六一頁下）
- 33 無替の「替」は「廢」の意であり、『記』には「作用無替と説いて常住と名づく」と云うの無替の如し」とある。
- 34 『五教章』（『大正藏』四五、五〇二頁上）
- 35 慧遠『大乘義章』（『大正藏』四四、五四一頁下・五四二頁下）
- 36 『釈論』（『大正藏』三三、六三一頁上）
- 37 『釈論』（『大正藏』三三、六四六頁下）
- 38 『釈論』（『大正藏』三三、六四九頁上）
- 39 運徹は「各各入心を指すと云うは無際の意に非ず。説者の失なり」と指摘する。
- 40 『記』（『出統』七三、九丁右上）
- 41 『記』（『出統』七三、九丁右上）

【翻刻】《三大法体》

付<sup>レ</sup>明<sup>ニ</sup>後重<sup>ノ</sup>所入<sup>ヲ</sup>且可<sup>レ</sup>云<sup>ニ</sup>相用<sup>ニ</sup>大<sup>ハ</sup>俱<sup>ニ</sup>理也<sup>一</sup>乎 答可<sup>レ</sup>理

也 兩方若云<sup>レ</sup>理者生滅門<sup>ニ</sup>大<sup>ハ</sup>既以<sup>レ</sup>智為<sup>ニ</sup>相大<sup>一</sup>以<sup>ニ</sup>

應化色相<sup>一</sup>為<sup>ニ</sup>用大<sup>一</sup>設雖<sup>ニ</sup>トモ<sup>一</sup>所入<sup>一</sup>ナリト 其<sup>レ</sup>躰何<sup>ノ</sup>相違乎若又依

レ之<sup>ニ</sup>云<sup>レ</sup>尔者所入<sup>ハ</sup>既<sup>ニ</sup>所證中道之妙理也<sup>一</sup>是以論<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>於

所詮理善趣入故<sup>文</sup>若尔者<sup>ニ</sup>大俱<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>理<sup>見リ</sup>尔者兩

方也

答自<sup>レ</sup>元所<sup>ニ</sup>答申<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>理<sup>ナル</sup>凡思<sup>ニ</sup>所入<sup>ノ</sup>法躰<sup>ヲ</sup>真俗不<sup>ニ</sup>根源

諸法所依<sup>ノ</sup>躰性也<sup>一</sup>以<sup>ニ</sup>隨染業幻<sup>ノ</sup>色具拳對量<sup>ノ</sup>相<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可

レ為<sup>ニ</sup>所入<sup>ノ</sup>躰<sup>一</sup>但至<sup>ニ</sup>難勢<sup>ニ</sup>者雖<sup>レ</sup>名<sup>ト</sup>相用<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>同<sup>ニ</sup>生滅門<sup>一</sup>也直<sup>ニ</sup>

於<sup>ニ</sup>法躰<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>大義<sup>ヲ</sup>故不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>42</sup>相違<sup>一</sup>

重難云直<sup>ニ</sup>付<sup>テ</sup>法躰<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>大<sup>ヲ</sup>答申事甚難<sup>レ</sup>思凡所入<sup>ハ</sup>

不<sup>レ</sup>待<sup>レ</sup>能入<sup>ノ</sup>義門<sup>ヲ</sup>之處<sup>ニ</sup>性<sup>リ</sup>無<sup>レ</sup>存<sup>ニ</sup>コト<sup>一</sup>法躰<sup>一</sup>尋<sup>ニ</sup>ハ<sup>一</sup>真實<sup>ノ</sup>躰性<sup>ヲ</sup>只

不二摩訶衍<sup>ノ</sup>法也<sup>一</sup>不<sup>ニ</sup>位<sup>ハ</sup>非<sup>ニ</sup>根機之所<sup>ニ</sup>及<sup>一</sup>故強<sup>テ</sup>立<sup>テ</sup>種

々名相<sup>ヲ</sup>教<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>時名相<sup>ノ</sup>所<sup>ヲ</sup>撰假<sup>ニ</sup>名<sup>ル</sup>所入<sup>ト</sup>也<sup>一</sup>如<sup>下</sup>鳥跡<sup>ノ</sup>所印<sup>ヲ</sup>

假<sup>ニ</sup>名<sup>レ</sup>トモ<sup>一</sup>跡處<sup>ノ</sup>空<sup>ト</sup>大虛<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>ハ<sup>一</sup>無<sup>中</sup>其<sup>上</sup>躰<sup>所入</sup>モ<sup>一</sup>又如<sup>レ</sup>此離<sup>ニ</sup>門義<sup>ヲ</sup>別<sup>ニ</sup>

六十丁右

六十丁左

無下可レ云ニ所入ト之物上也若尔者三大ノ所入ト者依レ為ニ能入ノ

三大カ所依ノ躰性ニ雖レ名ト三大ト定ニル三大ノ躰性ヲ事ハ以能入ヲ可

レ為レ本ト也而ニ於テハ能入ニ判ニスル三大ヲ事其躰既ニ定レリ所入ノ三大何ソ

齊ク是ヲ云ハン理ト乎相大ハ是智ノナルカ故以テ智ヲ為テ法躰ト智ノ上ニ開ニ真俗ノ

義門ヲ從リ此門一悟リ入ヲ智ノ真實ノ躰ヲ可レ云レ契ト相大ノ所入ニ也若

尔者相大ノ所入何必モ云レ非ト智ニ乎用大例シテ之ニ見ニル報化色

相作用ヲ之時以ニ真俗ノ義門一窮ムレハ此ノ報化ノ用ヲ覺下得シテ報化ノ作

用ハ非ス真ニモ非俗ニモ可レ云レ契ト所入ニ也若尔者用大ノ所入其躰

何云レ非ト報應ニ乎抑相用ニ大ノ所入直ニ云ニ理也ト者理性ハ

一味平等也何有下ラン躰大ノ外ニ云レ相ト云レ用ト之分上乎直ニ於ニ理

性ニ分ニ別スル三大ヲ判文安カ在ル乎況又一心ハ惣該万有ノ躰也

一切諸法以テ一心ヲ為レ躰ト故ニ未ニ必可レ局レ理ニ三大義ハ一心ノ

上ニ所レ開ニ三大義也慈行ハ以ニ水波ノ譬ヲ顯レ之ニ心既ニ該ニテハ万

有ニテ三大何強ニ局ニシ理性ニ乎但至ニ於所詮理善趣入故等ノ

釈ニ者凡於レテ有ニ道理真理ノニ義ニ道理ノ義ハ巨ル諸法ニ於所

詮理ト者可ニ道理ノ義ナル被レ得凡覺ニ所入ト者諸法ノ上ノ離ニ名相ト

證ニ悟スルヲ究竟真實ナル道理ヲ得ト所入ヲ故ニ次至レ云ニ能入ハ真俗ノ

二諦也所入ハ非真非俗ノ中道ナル故ニ可レト理ナル者若以ニ中道ヲ定メハ

理性ト不レ及ハ論義ニ所入ヲ云レ非ニ中道ニ義不レ可レ有レ之故ニ中道ナル

事ハ共許ノ處ニ其上ニ相用ニ大ハ以レ何ヲ為レトヲ躰ト尋也約ニ聖智ノ内

證ニ一切諸法無レ非ニ中道ニ故ニ彼ノ相宗ハ於ニ三性ニ立ル重々ノ中

道ニ之時依他ハ以ニ非有似有ヲ為ニ中道ト此ノ非有似有ハ未ニ必シモ

圓成ノ真理ニ非有似有ナル物ハ依他ノ事法ナル故ニ遍計所執ハ以ニ情

有理無ヲ為ニ中道ト情有ナレハ不レ可レ云レ空下理無ナレハ不レ可レ云レ有ト是則

非空非有ノ中道也云レ尔情有理無ナル物ハ云ニ圓成ノ真理也ト

乎全是遍計所執ナル故ニ真理ハ々有情無ノ法ニ非カ情有理無ニ

故ニ尔者相用ニ大ハ理性カ故ニ非ト智德應用等ニ云事其理

尤不審也

答自レ元所ニ答申ニ所入ハ若ハ躰若ハ相用悉ク可レ云ニ理性ト也凡

理性ト者諸法至實之躰聖智内証之境界也故ニ以ニ不

二摩訶衍ヲ可レ為ニ真實ノ理性ト也然トモ不ニ非カ言語ノ所ニ依ル故ニ

且ク假テ名相ヲ立トモ十六所入ヲ尋レハ其ノ至實ヲ悉ク歸三不ニ本源ニ故ニ

六十二丁左

六十二丁右

所入ヲ定レル理ト也是以或ハ云ヒ趣入甚深所詮理故ト或ハ云ニ於  
所詮理善趣入故ト所入ヲ定レル理事不レ及ニ異求ニ者乎但至

レ云下ヲ能入ノ名相ニ可レ定ム所入ノ躰上ト者若名相ノ所レ名ル直ニ為ニ所  
入ト者以ニカ何物ヲ名シ能入門ト乎故ニ名相ノ所レ依ル能入ノ義門也  
義門ノ所レ撰為ニ所入ト故所入ハ離タリ名相ヲ若生滅門三大ヲ為シテ

レ例ト云ニ相大ハ智徳用大ハ報化ノ色相ト者今此三大ノ所入之

上ニハ唯生滅門ヲノミ為ニ義門ト真如ノ義ヲハ可レ不レ存乎故ニ知以ニ生滅

門ノ三大ヲ不レ可レ定ニム所入ノ三大ノ法躰ニ云事況又用大ヲハ能生

一切世間出世間善因果<sub>文</sub>是則理性ノ上ノ生ニスル世出世ノ

諸法ヲ作用也全ク不レ見ニ報化色相トハ乎又相大ニハ雖レ立ト功德

之称ニ依レテ云ニ功德ト不レ可レ定ニム躰ト真如門ハ雖ニ唯理非事ノ門

也ト相真如ノ中ニ立ル空不空ノ二種真如ニ之時不空真如ヲハ判ニ

具足無漏性功德故ト豈是智ヲラン乎次以ニ跡處ノ空ニ成レ疑ヲ事

不レ可レ爾是答者所立ノ義也惣ノ大虚ヲハ可レシ喻ニ理性ニ乎否ヤ若

許下ハ以ニ大虚ヲ喻中ト理性ニ上ト者跡處ノ空ハ以ニ大虚ヲ為レ躰ト豈ニ非ニ理性ニ

乎次至レ云下ト理性ハ一味也何分ニ別ニ三大一乎上ト者凡立三六

所入ノ事ハ随ニ義門ニ故非レトモ云ニハ自躰ニ有リト十六ノ約ニハ其ノ躰性ニ一味ノ

六十三丁右

所入也故ニ論ニ云ニ摩訶衍法雖唯是一ト人師ハ釈ニセリ十六所

入剋躰唯一ト若以テ智德應用等一ヲ直ニ為ハ所入ノ躰ト不レレ云ニ

雖唯是一ト坎至下下非ニ智德應用等ニ立ルニ三大ノ之證上者難者ノ

所ハ為レ證ト生滅門ノ三大也以ニ生滅門ノ三天ヲ不レ可レ例ニ所入ノ

三大ニ云事先ニ既ニ成畢凡三十三ノ法門ノ中ニ今論ニ所ニ委ケク明一ス

後重ノ一心ノ下ノ二法ニ門也三大等ハ非カ論ノ正所明ニ故釈

文髣髴也何以無ニ所入ノ三大ノ釈ニ例ニ生滅門ノ三天ニ乎次

至ニ惣該万有ノ難ニ者云トモ所入也以ニテ一心ハ惣躰三大ハ別相ノ

義ニ立ルカ其ノ名字一故ニ一心ヲハ釈スル惣該万有ト也万有所歸ノ躰ナル故

然トモ其躰直ニ非ニ万有ニハ也万有ノ至實ノ性ハ理性ナル故ニ以テ惣該万

有ノ一心ヲ為ニ理性ト無ニ相違ニ也三天ハ此一心ノ躰性ノ上ニ居スル自

性ニ之邊ヲ云ニ躰大ト望ル他縁ニ之邊ヲ云ニ相大ト成テ諸法ノ根源ト為ル

万有ノ能生ニ之邊ヲ云ニ用大ト若尔者理性ノ上ノ四重ノ義邊ニテ全ク

非レ云ニハ智德應用ト也次ニ於所詮理ト者道理ノ義ニシテ真理ニ云

事甚不レ可レ尔彼ノ相宗ハ於ニ圓成ノ理ニ有リ道理真理ノ二ノ傳ヘ若

六十三丁左

成<sup>二</sup>ラハ<sup>一</sup>所證ノ理<sup>一</sup>ト設雖<sup>二</sup>トモ<sup>一</sup>道理ノ々也<sup>一</sup>ト何為<sup>二</sup>所入<sup>一</sup>非<sup>レ</sup>理<sup>ニ</sup>之義<sup>一</sup>乎  
次至<sup>レ</sup>云<sup>下</sup>相宗<sup>ハ</sup>於<sup>ニ</sup>三性<sup>ニ</sup>各立<sup>中</sup>中道<sup>上</sup>者彼重々ノ中道<sup>ハ</sup>設<sup>ヒ</sup>依  
他<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>ア<sup>レ</sup>設所執<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>ア<sup>レ</sup>非空非有<sup>ノ</sup>義<sup>ハ</sup>歸<sup>ニ</sup>撰<sup>スル</sup>圓成<sup>ノ</sup>真理<sup>ニ</sup>也<sup>三</sup>三性  
本自非<sup>ル</sup>カ<sup>一</sup>異<sup>ニ</sup>故依遍<sup>ノ</sup>躰<sup>モ</sup>見<sup>レ</sup>ハ<sup>二</sup>非空非有<sup>一</sup>ト凡情<sup>ノ</sup>所執息<sup>カ</sup>故  
本<sup>ニ</sup>圓成<sup>ノ</sup>真理<sup>ニ</sup>也<sup>一</sup>矣

註

42 運敵は「古本は此の如し。印本は有の字を脱す」と指摘する。

【国訳】《三大法体》

後重の所入を明かすに付いて、且く相用二大は俱に理なりと云うべしや。

答う、理なるべきなり。

両方なり。若し理と云わば、生滅門の三大は既に智を以て相大とし、応化色相を以て用大とす。<sup>43</sup> 設い所入なりと雖も、其の体何の相違か。若し又之に依りて爾りと云わば、所入は既に所証中道の妙理なり。是を以て『論』の中に「所詮の理に於いて善く趣入するが故に」と文り。<sup>44</sup> 若し爾らば、三大俱に理なるべきと見えたり。爾らば両方なり。

答う、元より答え申す所、理なるべし。凡そ所入の法体を思わば、真俗不二の根源、諸法所依の体性なり。随染業幻の色、具挙対量の相を以て所入の体とすべからず。但し難勢に至ては、相用と名づくると雖も、生滅門には同ぜざるなり。直ちに法体に於いて三大の義を分別するが故に相違有るべからず。

重ねて難じて云く、直ちに法体に付いて三大を分別すと答え申す事、甚だ思い難し。凡そ所入は能入の義門を待たざる処に性<sup>48</sup>法体を存すること無し。真実の体性を尋ぬれば、只だ不二摩訶衍の法なり。不二の位は根機の及ぶ所に非ず。故に強いて種々の名相を立てて之を教うる時、名相の撰する所を仮に所入と名づくるなり。鳥跡の所印を仮に跡処の空と名づくれども、<sup>49</sup> 大虚の外には其の体無きが如し。所入も又此の如し。門義を離れて別に所入と云うべき物無きなり。若し爾らば、三大の所入とは能入の三大が所依の体性たるに依つて三大と名づくると雖も、三大の体性を定むる事は能入を以て本とすべきなり。

而るに、能入に於いては三大を判ずる事、其の体既に定まれり。所入の三大何ぞ齊しく是れを理と云わんや。相大は是れ智なるが故に、智を以て法体として智の上に真俗の義門を開き、此の門従り智の真実の体を悟り入るを相大の所入に契うと云うべきなり。若し爾らば、相大の所入何ぞ必ずしも智に非ずと云わんや。用大、之に例して報化色相の作用を見る時、真俗の義門を以て此の報化の用を窮むれば、報化の作用は真にも非ず、俗にも非ずと覺得して、所入に契うと云うべきなり。若し爾らば、用大の所入、其の体何ぞ報化に非ずと云わんや。抑も相用二大の所入直ちに理なりと云わば、理性は一味平等なり。何ぞ体大の外に相と云い、用と云うの分有らんや。直ちに理性に於いて三大を分別する判文、安にか在るや。況や又、一心は惣該万有の体なり<sup>50</sup>。一切諸法は一心を以て体とするが故に、未だ必ずしも理に局るべからず。三大義は一心の上に開く所の三大義なり。慈行は水波の譬を以て之を顯す。一心既に万有を該ねば、三大何ぞ強ちに理性に局らんや。但し「所詮の理に於いて善く趣入するが故に」等の釈に至ては、凡そ理に於いて道理真理の二義有り。道理の義は諸法に亘る。「於所詮理」とは道理の義なるべきと得られたり。凡そ所入を覺すとは諸法の上の名相を離れて究竟真実なる道理を証悟するを所入を得ると云うが故に。次に、能入は真俗の二諦なり、所入は非真非俗の中道なるが故に理なるべしと云うに至ては、若し中道を以て理性と定めば論義に及ばず。所入を中道に非ずと云う義之有るべからざるが故に、中道なる事は共許の処にて其の上に相用二大は何を以て体とするという尋ねなり。聖智内証に約さば、一切諸法は中道に非ざること無きが故に、彼の相宗は三性に於いて重々の中道を立てる時、依他は

非有似有を以て中道とす<sup>52</sup>。此の非有似有は未だ必ずしも円成の真理に非ず。非有似有なる物は依他の事法なるが故に。遍計所執は情有理無を以て中道とす。情有なれば空と云うべからず。理無なれば有と云うべからず。是れ則ち非空非有の中道なり。爾りと云いて、情有理無なる物は円成の真理なりと云うか。全く是れ遍計所執なるが故に、真理は情有理無の法<sup>53</sup>にして情有理無に非ざるが故に。爾らば相用二大は理性なるが故に、智徳応用等に非ずと云う事、其の理尤も不審なり。

答う、元より答え申す所、所入は若しは体、若しは相用、悉く理性と云うべきなり。凡そ理性とは諸法至実の体、聖智内証の境界なり。故に不二摩訶衍を以て真実の理性とすべきなり。然れども、不二は言語の依る所に非ざるが故に且く名相を仮りて十六所入を立つとも、其の至実を尋ぬれば悉く不二の本源に帰するが故に、所入を理と定むるなり。是を以て、或るは「甚深なる所詮の理に趣入するが故に<sup>54</sup>」と云い、或るは「所詮の理に於いて善く趣入するが故に<sup>54</sup>」と云う。所入を理と定むる事、異求に及ばざる者か。但し、能入の名相を以て所入の体と定むべしと云うに至ては、若し名相の名づくる所を直ちに所入とせば、何物を以てか能入門と名づけんや。故に名相の依る所、能入の義門なり。義門の撰する所、所入とするが故に<sup>55</sup>、所入は名相を離れたり。若し生滅門の三大を例として、相大は智徳、用大は報化の色相と云わば、今此の三大の所入の上には唯だ生滅門のみ義門として真如の義をば存せざるべしや。故に知んぬ、生滅門の三大を以て所入の三大の法体を定むべからずと云う事を。況や又、用大をば「能く一切世間出世間の善の因果を生ず<sup>56</sup>」と文り。是れ則ち、理性の上の世出世の諸法を生ずる作用なり。

全く報化の色相とは見えざるをや。又、相大には功德の称を立つと雖も、功德と云うに依つて智体と定むべからず。真如門は唯理非事の門なりと雖も、相真如の中に空不空の二種の真如を立てる時、不空真如をば「無漏の性功德を具足するが故に」と判ぜり。豈に是れ智ならんや。次に、跡処の空を以て疑を成す事、爾るべからず。是れ答者所立の義なり。惣の大虚をば理性に喩うべしや否や。若し大虚を以て理性に喩うと許さば、跡処の空は大虚を以て体とす。豈に理性に非ざらんや。次に、理性は一味なり。何ぞ三大を分別せんやと云うに至ては、凡そ十六所入を立てる事は義門に随うが故に、自体に十六有りと云うには非ざれども其の体性に約すれば一味の所入なり。故に、『論』には「摩訶衍の法は唯だ是れ一なりと雖も<sup>59</sup>」と云う。人師は「十六の所入は体に剋すれば唯だ一なり<sup>60</sup>」と釈せり。若し智徳応用等を以て直ちに所入の体とせば、「雖唯是一」と云うべからざるか。智徳応用等に非ずして三大を立てるの証に至ては、難者の証とする所は生滅門の三大なり。生滅門の三大を以て所入の三大に例すべからずと云う事、先に既に成し畢る。凡そ三十三の法門の中に、今『論』に委しく明かす所は後重の一心の下の二法二門なり。三大等は『論』の正所明に非ざるが故に積文髣髴なり。<sup>61</sup> 何ぞ所入の三大の積無きを以て生滅門の三大に例せんや。次に、惣該万有の難に至ては、所入なりと云えども、一心は惣体、三大は別相の義を以て其の名字を立てるが故に、一心をば惣該万有と積するなり。万有所歸の体なるが故に。然れども、其の体直ちに万有には非ざるなり。万有の至実の性は理性なるが故に、惣該万有の一心を以て理性とするに相違無きなり。三大は此の一心の体性の上に自性に居するの辺を体大と云い、他縁に望む

るの辺を相大と云い、諸法の根源と成つて万有の能生とするの辺を用大と云う。若し爾らば、理性の上の四重の義辺にて全く智徳応用と云うには非ざるなり。次に、「於所詮理」とは道理の義にして真理に非ずと云う事、甚だ爾るべからず。彼の相宗は円成の理に於いて道理真理の二の伝え有り。若し所証の理と成らば、設い道理の理なりと雖も、何ぞ所入、理に非ざるの義とせんや。次に、相宗は三性に於いて各の中道を立つと云うに至ては、彼の重々の中道は設い依他の上にあれ、設い所執の上にあれ、非空非有の義は円成の真理に帰摂するなり。三性本より一異に非ざるが故に、依遍の体も非空非有と見れば、凡情の所執息むが故に円成の真理に本づくなり。

註

43 運敵は「真如門の中には三天の相を明かさざるが故に生滅門を以て三天の相を論ず。或るが問う。生滅門の三天の釈処何や」と問を挙げ、『釈論』第六卷より以下の箇所を示す。「真如の自体相とは一切の凡夫声聞縁覚菩薩諸仏に増減有ること無し。前際に生ずるに非ず、後際に滅するにも非ず。畢竟常恒なり。〈已下相大〉本従り来た性に自ら一切の功徳を満足す。所謂る自体に大智慧光明の義有るが故に。遍照法界の義の故に。眞実識知の義の故に。自性清浄心の義の故に。常樂我淨の義の故に。清涼不變自在の義の故に。是の如くの過於恒沙の不離不斷不異不思議の仏法を具足す。乃至満足して少けたる所有ること無き義の故に名づけて如来蔵とし、亦た如来の法身と名づく（…中略）〈已下具拏対量〉心性起せざるは即ち是れ大智慧光明の義の故に、若し心、見を起さば則ち不見の相有り。心性、見を離れたるは則ち是れ遍照法界の義の故に、若し心、動有るは眞の識知に非ず。自性有ること無し。常に非ず、樂に非ず、我に非ず、淨に非ず、熱惱衰変して則ち自在ならず。乃至具さに過恒沙等の妄染の義有り。此の義に対するが故に、心性、動無くれば則ち過恒沙等の諸の淨功徳の相の義示

現すること有り。若し心、起有つて更に前の法を見て念ずべくは則ち少けたる所有り。是の如くの浄法の無量の功德は即ち是れ一心にして更に念ずる所無し。是の故に満足するを名づけて法身如来の如来蔵とす。〔已下用大〕復た次に真如の用とは、所謂る諸仏如来本と因地に在して大慈悲を發し、諸波羅蜜を修し、衆生を損化し、大誓願を立てて、尽く等しく衆生界を度脱せんと欲う。亦た劫数を限らず、未来を尽くす。一切衆生を取ること己身の如くなるを以ての故に、而も衆生の相を取らず。此れ何の義を以てかするや。謂わく、実の如く一切衆生と及び己身と真如平等なりと知る（…中略）此の用に二種有り。云何んが二とす。一には分別事識に依る。凡夫二乗の心の所見をば名づけて応身とす。転識の現と知らざるを以ての故に、外従り来たと見る。色の分齊を取つて尽知すること能わざるが故に。二には業識に依る。謂わく、諸の菩薩、初發意従り乃し菩薩の究竟地に至るまで、心の所見をば名づけて報身とす。身に無量の色有り。色に無量の相有り。相に無量の好有り。所住の依果にも亦た無量の種種の莊嚴有り。示現する所に随つて即ち辺有ること無し。窮尽すべからず、分齊の相を離れたり。其の所応に随つて常に能く住持し、毀せず失せず。是の如くの功德は皆な諸波羅蜜等の無漏の行熏と及び不思議熏とに成就せらるるに因つて無量の樂相を具足するが故に説いて報とす。又、凡夫の所見は是れ其の麁色なり。六道各見不同なるに随つて種種の異類にして受樂の相に非ざるが故に説いて応とす（『大正蔵』三三、六三九頁下）。

44 『釈論』（『大正蔵』三三、五九六頁下）

45 運敵は「或るが問う。此の不二の言、三十三の中の不二を指すや否や」と問を立て、「答う、爾らず。所入は非真非俗の故に真俗不二と云うなり」と答える。

46 『釈論』（『大正蔵』三三、六二八頁中）「覺と不覺とに二種の相有り。一には同相、二には異相なり。同相と言うは譬えば種種の瓦器皆な同じく微塵の性相なるが如く、是の如く無漏無明の種種の業幻も皆な同じく真如の性相なり。是の故に修多羅の中に此の義に依つて説かく、一切衆生は本より来た常住にして涅槃菩提の法に入れり。修すべき相に非ず、作すべき相に非ず、畢竟無得なり。亦た色相の見るべき無し。而も色相を見ること有るは唯し是れ随染業幻の所作なり。是の智に色不空の性あるには非ず。智相見るべきこと無きを以ての故に。異相と言うは譬えば種種の瓦器各各不同なるが如く、是の如く無

- 漏無明は随染幻の差別と性染幻の差別との故に」。
- 47 運敵は「具拳対量の相とは前に出す所の相大の六徳乃至過恒沙の功德の相を指す。皆な過患に対して建立する所なるが故に」と注釈する。註1参照。
- 48 版本のルビに従い「性り（ひとり）」と読んだ。
- 49 この譬は『通玄鈔』『贊玄疏』に見られる。『通玄鈔』（『正統』七三、八七丁左上）、『贊玄疏』（『正統』七二、四四〇丁左下）。
- 50 『通玄鈔』（『正統』七三、八七丁右上）「摩訶衍法雖唯是一等と言うは謂わく、法は唯し是れ一なれども、門は乃ち多を成ず。故に小疏に云わく、統ずれば唯し一真法界なり。謂わく、寂寥虚曠冲深包博として万有を惣該すれば、即ち是れ一心なり。体は有無に非ず、相は生滅に非ず、其の始を尋めること莫く、中辺を見難し」。
- 51 『通玄鈔』（『正統』七三、九一丁右下）
- 52 『成唯識論』（『大正蔵』三二、四六頁下）「我法の執は恒に俱に行ずるが故に、実の如く衆縁に引かれて自心心所の虚妄に變現せるを知らず。猶し幻事と陽焰と夢境と鏡像と光影と谷響と水月と變化と所成の如くして、有に非ざれども、有に似たり」。
- 53 窺基『大乘法苑義林章』（『大正蔵』四五、二五八頁中）「一には遣虚存実識。遍計所執は唯し虚妄に起して都て体用無しと観じて正しく空と遣すべし。情には有つて理には無きが故に。依他円成は諸法の体実にして二智の境界なりと観じて正しく有と存すべし。理には有つて情には無きが故に」。
- 54 『釈論』（『大正蔵』三三、五九二頁中）
- 55 運敵は「名相所依とは謂わく、名相は義門に依つて起るが故に所依と云う。義門所撰とは謂わく、義門は理性の上に於いて建立する所なるが故に所撰と云う」と注釈する。
- 56 『起信論』（『大正蔵』三三、五七五頁下）
- 57 『起信論』（『大正蔵』三三、五七六頁上）「真如とは言説に依つて分別するに二種の義有り。云何んが二とする。一には如実空、能く究竟して実を顯すを以ての故に。二には如実不空、自体に無漏の性功德を具足すること有るを以ての故に」。

58 『起信論』（『大正藏』三三、五七六頁上）

59 『釈論』（『大正藏』三三、五九七頁中）

60 『贊玄疏』（『正統』七二、四三二丁右下）

61 運徹は「前重の体大四法をば融俗歸真論の中に之を釈す。相大の四法をば法界中藏論の中に之を釈す。用大の四法をば秘密微妙論の中に之を釈す。後重の体大の四法をば界命合一論の中に之を釈す。相大の四法をば真如三昧論の中に之を釈す。用大の四法をば心性清淨論の中に之を釈す。論の第二に見えたり。三大は今の論の正所明に非ず」と注釈する。

62 四重の義辺とは、心・体・相・用の義辺をいう。

63 『成唯識論』（『大正藏』三一、四七頁下）「此の三は異とやせん、不異とやせん。俱に非なりと説くべし。別体無きが故に。妄執と縁起と真義と別なるが故に」。

〈キーワード〉 聖憲・釈論百条第三重・釈摩訶衍論・五心中品・三大法体